

## 重田園江『連帯の哲学Ⅰーフランス連帯主義ー』

村 松 灯・土 屋 創

本書は、連帯というこの古いことばに新しい息吹を与え、再生させる試みである。(viii頁)

本書<sup>1)</sup>は、政治哲学者重田園江氏の二冊目の単著である。著者は、これまで連帯という語が、「連帯保証」や「連帯債務」といった民法上の契約や、社会保障の充実を模索する文脈、あるいはまた、国際社会／国内における貧困や格差といった政治的・社会的な諸問題に関わる文脈においてなど、さまざまな場面で多様な意味を担われ語られてきたこと、そして現在ではこの語からイメージされるものが「必ずしもよいものとは言えない」(viii頁)ことにふれつつ、本書のねらいを冒頭のように述べる。しかし、なぜ今あらためて「連帯」なのか。「はじめに」と「序章」を参照しながら、まず本書に通底する問題関心を確認しておきたい。

著者によれば、戦後日本の政策は、経済成長と生活水準の向上を最優先にした「福祉国家」型の社会デザインに沿っていた。しかし、「福祉国家」型社会の維持は成長の持続にかかっており、もはや経済成長を見込めなくなった1980年代にはこの社会デザインは完全に行き詰まりを見せる。そこで出てきたのが民営化、市場化、競争原理によって再び経済活動を活発化させようとする新自由主義的な考え方があった。ところが、昨今では、この方向を推し進めれば社会の不平等と格差が拡大する、という反発が決定的なものとなっている。では、従来の福祉国家とも（再びこの社会デザインを描くことはもはや財政上不可能である）、新自由主義とも異なる、新たな方向性をどこに見出せばよいのか。著者はここで、「連帯」という語に着目するのである。「というも、このことばの歴史をたどってゆくと、戦後の福祉国家も新自由主義も出てくる以前、今から百年以上も前に、現在と類似した諸問題に答えるために新しい社会をデザインしようとした人たちがこのことばを頼りに苦闘した経緯が明らかになってくるからだ」

(xvi頁)。

本書で検討の対象となっているのは、社会連帯主義者と呼ばれる、フランスの思想家や実践家たちである。フランスに社会連帯主義が出現したのは、19世紀末から20世紀初頭にかけてのことであった。著者によれば、当時の社会問題——貧富の差の拡大や労使対立の先鋭化、劣悪な生活環境、台頭するナショナリズムや人種主義など——に正面から取り組みこれに立ち向かおうとした人々が、新たな社会のビジョンを語る際にもちいたのが「連帯」の語だったのである。ではなぜ、彼らは「連帯」の語を選んだのだろうか。著者は以下のようにいう。

当時連帯の語が社会問題を考える際の焦点となり得たのは、一つにはそれが「自由・平等」という近代を代表する理念、理想とは異なる、「友愛」というもう一つのキーワードの系譜に立つことばだったからである。自由は個人について語られ、平等は人と人、状態と状態との比較において語られる。だが友愛は、二人以上の人々のつながり、絆についての言語なのである。(xvii頁)

彼らが「連帯」ということばで問おうとしたのは、まさに人と人とのつながりのあり方であった。彼らは「異なる者どうしのつながり」というビジョンを「友愛」の原理から引き継ぎつつも、さらに進んで、「友愛」がもつ集団内部の非対称性や閉鎖性、外部の排除という側面を乗り越え、「正しいつながりのあり方」を実現すべくその思想を鍛え上げていった。

彼らの思想のなかに、「私たち自身が置かれた現状に答えるための新しい社会構想を、理念的、哲学的に活気づけてくれるアイデアや斬新なものの方」(xix頁)をいかに見出すか。こうした問題関心に貫かれて、本書では「連帯」の思想史が丁寧に読み解かれていく。

それぞれの思想家、実践家がどのように「連帯」

の哲学を展開したか、各章の概要についてはのちに詳述するとして、ここでは、本書を読むにあたって重要な視座を与えてくれると思われるポイントを三点挙げ、本書の特色と位置づけを明確にしたい<sup>2)</sup>。

第一に、本書で目指されているのは、普遍的な「連帯」の原理を模索したり、「連帯」を規範として正当化したりすることではないということである。そうではなく、それぞれの時代や社会状況に根ざしながら、よりよき社会の構想を「連帯」という理念に求めた人びとの思想や実践の試みを哲学的にとらえ直すことによって、今とは異なる新しい社会像や人と人とのつながりの可能性を提示することにこそ、本書の意義がある。本書で取り上げられている社会連帯主義者たちの理想は結局実現されなかった。それは時代状況など外在的な要因によることもあったし、また理論自体に内在する要因によることもあった。そういった意味では、彼らの思想や実践はどれも不完全なものだったのである。したがって、読者が本書から普遍的に正当化できる「連帯」の原理を引き出そうとするなら、それはおそらく失敗に終わるだろう。しかしながら、現代において「連帯」の思想家たちと同じように社会の諸問題に直面し、別様の社会を構想するためのヒントを彼らの思想のなかに見出そうとするとき、それは多くの示唆に満ち溢れているのである。

第二に、このような視座に立てば、「連帯」を可能にする条件に関して、彼らの思想に示唆を見出すことができる、ということである。

人と人とが「正しくつながる」ための約束事、すなわち「正義」を構想するためには、具体的で経験的な次元から抽象的で理念的な次元への思考の飛躍が不可欠である。私たちは、こうした飛躍が可能となるのは自身の利害関心から離れて判断ができる理性的な主体のみである、と考えがちである。しかし、重田は「正義」や「連帯」を可能にするのは理性ではなく感情、それも間主観的な感情なのではないかという。ここで理性的であることが「連帯」を可能にする条件ではないというのは、以下の二つの意味においてである。

まずそれは、「連帯」が通常思われているような高度に道徳的な人びとだけのものではない、ということの意味する。連帯主義者たちは、いわば普通の人の誰もが納得できる「正義」を構想しようとしたのである。

またそれは、人はある状況において「連帯」するか否かという意思決定に際して、必ずしも自らの利害を計算したうえで「合理的」な判断を下すのではない、ということをも意味する。むしろ、私たちは多くの場合、現代において利害をより精確に計算するための手段や情報を得ながらも、厳密に利害を計算すれば不合理と見なされるような場合においても、まさにその「不合理」な判断によって、「連帯」の輪に加わっている。本書でみるように、「連帯」の思想は、異なる利害をもつ者どうしがいかに自発的につながりあうか、社会において多様な構成員がさまざまなリスクにさまざまな度合いで晒されているとき、誰がどのリスクをどのように引き受けるのが公正か、という議論から発展していったのである。

しかし、「理性的」であること、「合理的」であることが「正義」や「連帯」に必ずしも必要ではないとして、それでは「正義」や「連帯」を可能にするときとされる「間主観的な」感情とはどのようなものなのか、具体的次元から抽象的次元へという「正義」への飛躍はどのようになされるのか、といったことに関しては本書では十分明らかにされておらず、筆者の主張については議論の余地があろう。しかし、次巻『連帯の哲学II』ではジョン・ロールズの議論が取り上げられ、この点に関して論じられるとのことである。本書での議論をふまえ、さらなる示唆が与えられるであろう。

第三に、本書で取り上げられた「連帯」の思想家たちは「中道左派」という立場を守り続けたという点で共通する、ということである。著者は、以下のように述べている。

自由放任と社会主義の間にはさまれ、排除や閉鎖性と異質な者の結合との間にはさまれ、あるいは私的イニシアティブと国有化との間に、また自発性と強制力との間にはさまれ、連帯の哲学はつねにそれらの間にある細く、見えにくい道をたどろうとする。そのため、以下で思想家たちの考えを見てゆく途上で、連帯はときに原則を欠いた「～ではないもの」の寄せ集めにすぎないように見えるかもしれない。

だが、両立困難ないくつかの原理を両立させようとし、間を取ることにこそたどるべき道を見出した人々の思想は、難解ではあっても読むに値する。(12頁)

時に右からも左からも批判されながら、なお「敵を念頭に自分の仲間語りかけけるのではなく、一方の側と他方の間に立って、両者に同時に語りかけようとする思想と実践のスタイル」(254頁)を貫き通した彼ら。さまざまな困難に直面しながらも、「連帯」という新しい社会のビジョンを模索し続けるその真摯な態度は、本書における著者のそれと重なるのではないだろうか。

ずいぶん前置きが長くなってしまったが、以下、本書の構成と各章の概要について見ていくこととしよう。

(村松 灯)

本書は、3つの補章を含めた全9章構成である。

序章「友愛と連帯——錯綜する同一性と差異」では、連帯概念の前史としての友愛概念に着目し、友愛から連帯への移行について概説される。一方で友愛が含む「相互性」、「互恵性」、「帰属意識」、「同胞感情」、そして「多様性を保存したままの結合」という要素は連帯に引き継がれていくが、他方でそれらが拠って立つところの条件とも言える「排除や差別」、「身分制的・宗教的な階層秩序観」は連帯主義の壁ともなっていたと論じる。

第一章「エミール・デュルケム」では、アダム・スミスと対比させながら、分業から連帯を導き出すデュルケムの思想について論じられる。スミスもまた、分業社会が相互依存の上に成り立っていることを認識していたが、彼が主張するのは、経済発展を抑制する仕組みを取り払い、個人の経済活動を可能な限り拡大させることによる、個人の道徳の自然の発展である。この点を、デュルケムは、自身の直面していた「分業の病理的形態*forme pathologique*」、「異常形態*forme anormale*」をもとに批判する。彼は、強制に拠らない、純粋な自発性から生まれる分業において、相互依存の認識とそれに基づく道徳的秩序が生じるという立場に立つ。様々な外的諸力を抑制し、不当な支配を禁じる方策をとること、また、その結果としての「契約の等価性」や「厳密な互恵性」を実現することが、「連帯」を伴う分業において必要であると述べる(33頁)。また、デュルケムが、個人の才能および能力の不平等を乗り越える道徳を「正義の頂点」とした点、家族から職業的紐帯を通じてより広い「市民」の絆へと、関係が広がっていくという視座を提示しているという点も、大変興味深

い。

第二章「レオン・ブルジョア」では、デュルケムとは異なる文脈から「連帯」を語ったブルジョアに焦点が当てられる。ブルジョアは、生物学の視点からすれば、有機体としての連帯は揺るぎない事実であるとした上で、あらゆる生命にとって「連帯」は必要不可欠な自然の法則であると述べる。また、分業が自然に進展する中で生じる道徳的、社会的不正義を放置しないために、人間は、この自然の連帯法則に手を加えて正義を実現しなければならないという結論を導出するのである。ここで「正義」が重視されるのは、人間が自然に分業を発展させていくのみであっては、道徳的、社会的不正義が放置されてしまうという危機感からである。そして、このような「社会連帯を自由な個人の「合意」によって基礎づけようという試みであり、社会契約論に見られる個人主義的な志向と、連帯主義が持つ社会重視の考えを和解させるための装置」(49頁)が、「準契約」という概念であるという。この「準契約」の法概念は、私人間を規制するものであり、「社会共同体に対する個人の義務の根拠へと転用」され、「社会権の保障者を個人と対置された国家に求めるのをやめ、個人間の関係(私法的関係)へと移し変えることで、保障を担うのもそれにあずかるのも等しく市民であるという別の論理を提示」する(52頁)。さらに、「現存社会のメンバーがあらかじめ自由な立場で社会の存立条件について議論したと想定するなら、どのような基準が作られ、メンバーが相互に果たすべき義務に関してどんな内容の合意が得られたかを仮説的に思考するための装置」(53頁)として、「準社会契約」という概念が提示される。このような思考から、過去全体と未来世代に対する負債を意味する「社会への負債」という義務、また、「衡平」の観念も現れてくるというのである。ここで著者は、人間一人では背負いきれないリスクに対し共同で備えることから生じる相互性の原則についても言及している。

続く補章一では、ピエール-ジョゼフ・プルードンの思想が、「連帯」との関連で描かれる。その動機は、「たとえば、ブルジョアがなぜ「契約」、とくにローマ法に源泉を持つ私法の「準契約」にこだわり、サービスの交換における「衡平」を重視したのか、またなぜ社会連帯の実現形態として相互扶助組織に注目したのかは、プルードンとの対比を行うことでいっそう明確になる」(76頁)という点にある。ブルード

ンにおいて、「相互性」あるいは「互恵性」とは、「借りたものと同等のものを返す。貸したら同等のものを受け取る」(78頁)という交換の関係である。彼によれば、これが繰り返される中で社会関係すべてが規定されれば、相互主義の社会が出現する。この社会における当事者には、「自己利益に配慮すると同時に他者の利益にも配慮する関係」(85頁)が求められ、この意味で「メタレベル」の思考がなされていると著者は指摘する。ここでの国家の役割は、相互性の均衡を監督することである。著者によれば、「ブルードンに見られるのは、個人の自由や自立と公正および平等との両立の追求であり、エゴイズムと自己犠牲との中間にある、不正の忌避と対等性の要求」であり、この点で、「自由主義と集産主義の間に立って両者を批判し、個人の利益の野放図な追求と国家独占や集産化をとともに否定する、社会連帯主義のヴィジョンに連なる特徴を有している」のである(87頁)。

第三章では、フランスの仕事場における「事故」の在り方の変化の中で、法学者であったサレイユが、どのような理論的枠組みで「リスクの理論」を展開したかが論じられる。労働の場での事故の規模と深刻さが時代とともに大きく変化し、労働者が雇用主のフォート(広義の過失)を立証するのが困難となった。この問題に「リスク」の概念を用いて解決を与えようとしたのがサレイユであり、ここに、経済的な立場の違いを越えた連帯の必要性と可能性が描かれているとされる。フォートの体系において前提となっているのは、人は自由な意思を持ち、自由に行為する主体であるということである。そのため、フォートの責任は、意思と行為の主体となる人に付与される。一方、サレイユの提唱するリスクの理論においては、人は自由であり、そしてその自由に基づいて行為すること自体が、自らをリスクにさらすことを意味するため、悪しき結果については、行為した人自身の責任が問われなければならないということになる。サレイユにとって、リスクとは、人が行為する限り、あらゆるところに偏在するものなのである。ここで問題となるのが、リスクにおける「社会的衡平」である。サレイユは、労働者と雇用主の力の非対称性に着目し、「労働者は雇用主にとって生産の道具である」という観点から、偏在するリスクの中で事業を企図した第一原因である雇用主に責任を負わせることによって「社会的衡平」を保つことを主張した。また、この際、雇用主の側にも、「予見

可能性」というメリットが生まれる点、労働者と雇用主の関係はリスクの理論の扱う一領域に過ぎない点に留意しなければならない。著者は、本章の結論として、「事故に際して、「誰が悪いのか」から「誰がどのようなリスクを負担すべきか」へと問いのあり方を変え、なおかつそれに応えて「社会的衡平」と「進歩と発展」を調和させる解答を用意したサレイユは、リスク社会における正義と連帯が向かうべき道について、大きな指針を与えた思想家である」(112頁)と述べている。

補章二は、本書全体の内容から見ると、異彩を放っている章である。本章では、デュルケム、ブルジョア、そしてサレイユについて、「正常と異常」という切り口から論じられる。デュルケムにとって、個人に表れる病理は、常に社会の病理であり、個人自体に「異常」のレッテルが貼られることはない論じられている。また、ブルジョアについても、まったく社会に貢献できない人はいないという前提に立っているため、「異常者」という枠組みはその思想には見られないと分析されている。ただし、ブルジョアが教育改革に尽力していた際、人間の能力について「正常／異常」を計測することが推奨されていた当時の欧米社会の流行に相まって、彼自身もそれを積極的に利用する立場にいたことが指摘されている。サレイユにおいては、刑法において「犯罪性向」の概念を取り入れ、それに従って処罰することを主張していた事実を挙げている。これを「リスクの理論」の一側面として考えるべきかについては、著者は留保しているが、「社会に対する危険」という、「状況に応じていかようにも変わりうる処罰の基準」に対して、一定の危惧を述べ、「社会のリスク管理が異常者の析出と排斥へと結びつかないことを絶対条件として、社会のあり方を考えなければならない」(134頁)としている。

第四章「シャルル・ジッド」では、ニーム派の「消費者協同組合論者」としてのジッドについて論じられる。労働者であろうと雇用主であろうと、消費者であることにはかわりはないという点に着目したジッドは、消費者の利益を目指すという方向性から、あらゆる人が合意可能で連帯可能な組合を作ろうとした。そして、個人の利益の拡大のみに関心が集まっているブルジョア組合と、ブルードン主義やマルクス主義の社会主義組合との中間にあって、利潤分配と購買意欲の刺激による組織の持続拡大を目指した

のである。したがって、個人の自由と社会参加の中間にあるという意味で、連帯主義と重なるのである。また、個人の自由な経済活動には、国家の介入が必要な場面もあるとする点も、連帯主義と共通するのである。

補章三では、*mutualité*という言葉と、相互扶助組合についての考察がなされる。著者によれば、*mutualité*は、「相互性」と訳すのが適当であり、「不正がないこと」、「正義の原理が働いていること」、そして「自分に配慮するのと同じように他者にも配慮せよという倫理規則が成り立っていること」がその土台となっているとされる(176-177頁)。これは、「連帯」を考える上で非常に重要な点である。また、フランスにおける相互扶助組合をめぐる歴史について、職人組合、労働組合、共済組合との関係、さらにはル・プレ派のパトロナージュ論の動向を含めて、その辿った道筋の相違の観点等から詳述される。そして、19世紀末には、「相互扶助組合はさまざまな思惑を持ったアクターたちが関与する混成体となっており、職種、地域、個々の組合ごとに多様な性格を持つ」ようになり、「社会保障の法制化に際しても、陣営や立場によって相互扶助組合に与えるイメージも内実も異なっており、「それぞれが自分たちに都合よく、相互扶助組合、あるいは共済組合を特徴づけ、利用しようとする状況になっていた(188頁)。ここで重要となるのは、連帯主義の立場は、これらをどのように扱ったかということである。連帯主義者は、「労災、疾病、傷害、失業、老齢などに対する保障に共済組合が関与することを積極的に認め」(197-198頁)ており、「相互扶助の領域で連綿とつづいてきた共済の伝統、相互性と互恵の組織としての共済組合を尊重することは、国家への権力の集中を避け、社会保障の枠組みを中間団体の自発性に依拠したものとするために不可欠であると考えられた」(198頁)とされている。そして、それらを法定義務化することを通じて、「持てる者と持たざる者とを対置し、両者を義務と権利の関係下に」置き、また、「異なった条件の下に置かれた人々、従事する産業も労働環境もさらされるリスクも違う多様な人々を等しく制度の対象とすることで連帯させる」ことを目指すのである(200頁)。

終章「贈与と連帯」では、マルセル・モースの『贈与論』に焦点が当てられる。ここで『贈与論』が取り上げられるのは、『贈与論』が扱う未開社会におけ

る贈与が、合理的経済活動の範疇を越えて理解されるべきものだからである。贈与とは、他者に働きかけること、関係の中に自らを参加させることにほかならない。その動機は、第一に、他の人々に自分の偉大さ等を認めてもらおうとする要求であり、第二に、贈る相手との平和的關係を築きたいという願いであり、第三に、長期にわたる子孫の繁栄と安全の保障の期待である。利己でも利他でもない、このような関係の取りむすび方こそ、連帯の考え方と共通する部分であるとされる。「人が一人きりで生まれることはなく、社会は個人を取り巻くもの、個人を育む環境そのものである。連帯主義者が連帯の与件として示したこうした事柄は、贈与の關係にとっても前提となっている」(239頁)のであり、「贈与の關係を自由かつ義務的なものとして現代に再生させる試みとして、『連帯の哲学』を捉えることができる」(240頁)のである。

以上が本書の概要である。本書の議論は、部分的には例外が見られるにしても、基本的には「中間的立場」の思想で貫かれていることがわかる。それは、社会的後天的不平等の克服という動機や、「相互依存のない場面は想定できない」という自然観などの上に成り立っているものであり、議論が大きく揺れることはない。したがって、常に社会のあらゆる立場の人々を構想の中に入れながら、差異と相互性、社会的衡平と多様性といったものを、自由を保持しつつ両立させていく思想が、「連帯」の思想であると言することができる。

ところで、「連帯」を一つの意識と捉えるならば、これは、「[「凡庸な」人々にとっての道徳」(35頁)を超えている部分があるのではないか、また、この意識には、道徳的に高度な基礎が暗に要求されているのではないかということは指摘可能であると思われる。「連帯」の思想が、人と人とが相互依存の關係の中で生きているという事実から生まれるという点を考慮すれば、やや的外れな指摘と思われるかもしれない。しかし、たとえ揺らぐことのない事実に基づき置く思想及び倫理であったとしても、たとえば、「自己利益に関心を持ちつつ他者の利益にも配慮し、両者がともに満たされるような關係のみを「正しい」關係として認めるような社会のあり方」(85頁)という部分、あるいは、「自分に配慮するのと同じように他者にも配慮せよという倫理規則」(177頁)という部分について、そのような「呼びかけ」に常に思い

をめぐらせることは、不断の努力が要求される。もし人々が、そのような「呼びかけ」に応えられないとしたら、「[連帯]の事実」のみが一人歩きをしてしまい、本書で言及される思想家が示すところの「目指すべき[連帯]」、「あるべき姿としての[連帯]」の実現はおぼつかなくなるだろう。

また、「[連帯]の事実」を自明の前提にするとしても、「あるべき姿としての[連帯]」が実現するには、やはりそれに先立つ道徳的条件があるのではないかとも考えられる。デュルケムがヘーゲルを、ブルジョアがカントを意識していた事実から、「連帯の哲学」全体を通して見たときに、道徳的意識に関わる何らかの思想が根底に流れているのではないかと思われるのだ。

最後に、本書の「おわりに」には、第二巻のテーマについて、連帯の哲学における「具体的な当事者

関係を越えたところに人は何を見るかに関わるもの」(246頁)であると予告されている。第二巻は、第一巻である本書の理論を土台にして、新しい「連帯」へのさらなる見取り図を与えてくれるものになるであろう。

(土屋 創)

## 注

- 1) 重田園江『連帯の哲学Ⅰーフランス連帯主義ー』勁草書房、2010年。以下、本書からの引用は、後ろに頁数を挙げる。
- 2) 2010年度冬学期に開講された重田ゼミ、及び、2011年1月21日に重田・金森両ゼミ合同で行なわれた、本書と金森修『<生政治>の哲学』(ミネルヴァ書房、2010年)の合評会における議論を参考にさせていただいた。